那珂市議会原子力安全対策常任委員会記録

開催日時 平成30年3月16日(金)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席議員 委員長 小宅 清史 副委員長 綿引 孝光

委員冨山 豪 委 員 花島 進

委 員 助川 則夫

欠席委員 委 員 中﨑 政長

職務のため出席した者の職氏名

議 長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一

事務局次長 清水 貴 書 記 萩谷 将司

会議事件説明ため出席者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 宮本 俊美 市民生活部長 石川 透

防災課長 小橋 洋司 防災課長補佐 秋山 光広

原子力G長 海野 直人

請願者 木村 静枝 請願者 先﨑 千尋

請願者 仲沢 照美

会議事件と概要

- (1) 請願第1号 日本原電東海第二発電所の再稼働に反対する決議および再稼働 しないことを求める申し入れを行うことを求める請願
 - …継続審査とすべきもの
- (2) 陳情第2号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書
 - …継続審査とすべきもの
- (3) 陳情第3号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書
 - …継続審査とすべきもの
- (4) 那珂市広域避難計画の進捗状況について
 - …執行部より報告
- (5) 原子力安全協定の見直しを求める取り組みについて
 - …執行部より報告
- (6) 気体廃棄物の放出状況について
 - …執行部より報告

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時)

委員長 皆さん、おはようございます。

平成30年度第1回定例会期中の原子力安全対策常任委員会、初めての委員会となります。

私も初めての委員長でございますので、皆様ひとつよろしくお願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送しております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにしていただくようよろ しくお願いいたします。

ただいまの出席委員は5名であります。欠席委員は中崎委員の1名であります。定足数に達しておりますので、これより原子力安全対策常任委員会を開催いたします。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。本日は、原子力安全対策常任委員会のご出席ご苦労さまです。

今回の定例会期中の委員会についてはきょうが最終です。本日、請願1件、陳情2件等 も出ておりますので、委員の皆様方の慎重でスムーズなご審議をいただけるようお願いを 申しあげまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

初めに、請願第1号 日本原電東海第二発電所の再稼働に反対する決議および再稼働しないことを求める申し入れを行うことを求める請願、陳情第2号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書、陳情第3号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書を一括して議題といたします。

この3件はそれぞれ別の方から提出されたものですが、その趣旨はおおむね共通しているため、同様の取り扱いが望ましい案件となっております。

それでは、提出者の方から内容説明の申し出がありましたので、1件ずつ順に説明をいただいた後、内容について審査を行う形といたします。

それでは、説明者に入室していただきます。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時4分)

再開(午前10時6分)

委員長 再開いたします。

まず、請願第1号の説明者から、請願内容の説明をお願いいたします。説明につきましては、5分程度でお願いいたします。また、説明の前に自己紹介をしていただいてから説明のほうに入っていただくようお願いいたします。

それでは、お願いします。

木村請願者 私、木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の請願ですけれども、皆さんのほうにも提出しております日本原電東海第二発電所の再稼働に反対する請願です。

木村請願者 請願書に趣旨は書いてあるとおりでございますけれども、また、最近テレビや新聞報道などで報道されている内容について、若干説明いたしまして、申し入れといたします。

まず、福島第一原発事故からちょうど3月で7年たちました。しかし、その現状は、今も5万人の住民が避難生活を余儀なくされております。8キロメートル北の浪江町は避難解除となっておりますけれども、帰ってきた人は2%。家賃は3月で賠償が打ち切り。家の解体も本年で申請期限が切れ、あとは自費。既に1,800軒が解体されており、ふるさとの交流は薄れてきている状況でございます。

事故の原因究明もされず、事故がいまだに終息されていません。放射能の問題はどうか、 また、最終処理の問題については、福島で小児がんと診断された人は194人、その1割が 再発をしております。原発でできた放射能は消滅期日がなくて、何万、何千、何百年と脅 威が残るということです。トイレなきマンションとやゆされているゆえんでございます。

それから、避難計画については、福島原発事故後30キロ圏に係る自治体に避難計画を義務づけましたが、中身を確認して了承するだけ、実効性を審査し改善するような仕組みにはなっていない。30キロ周辺の自治体は、自己責任で避難計画を強いられていると。

スイスは原発を持っておりませんけれども、外の国から核攻撃をされた場合のために核シェルターを持っている。各家庭にはもちろん、公共施設やいろいろなところをまぜると100%以上、そういう施設がつくられていると。アメリカでは、今、北朝鮮のおかげで核シェルターをつくる工場が大繁盛しているということです。日本は、なんらそういう計画がありません。Jアラートが鳴って高いところへ逃げろと言われても、那珂市なんかはどこへ逃げるんだ、高いところなんてないよというような状態でございます。

それから、原発に対するコストですが、原発事故の処理費用が、政府の見積もりでも 21.5 兆円、今まで学校の教科書でも原発は一番安いと言われておりましたが、こういう処理能力、避難までまぜたらいかに高いものであるかということです。

また、政府は原発輸出をしておりますけれども、安全対策費や脱原発の世論でうまくいっておりません。リトアニア、ベトナムなども、これはやめました。トルコも今、最初の計算よりも2倍かかるということで困っているというようなことです。もう既に米国のウェスティングハウスは経営破綻をしております。

茨城県の各市町村の採択状況ですね、この原発に関する採択状況はどうなっているかと申しますと、2016 年から 2017 年、20 年延長反対の請願や意見書が採択された議会は 11市6町1村。それから上記以外で 2013 年から 2014年に再稼働反対、廃炉の請願や意見書

が採択された議会は 15 市 2 町です。合わせて 26 市 8 町 1 村、35 自治体です。県内の 44 自治体の 79.5%の自治体は、この請願や陳情に賛成をしているということです。

那珂市でもね、もうすぐ東海村は5キロ圏内に入るところもありますし、本当に近いと ころなので、この請願、陳情などをぜひ今議会で採択していただきたいと思います。 以上です。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

よろしいでしょうか、何かお聞きになりたいこと、大丈夫ですか。

(なし)

委員長 それでは、以上で請願第1号の説明者への質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

説明者の方にはここでご退席いただきます。ご説明ありがとうございました。

休憩(午前10時14分)

再開 (午前 10 時 15 分)

委員長 再開いたします。

次に、陳情第2号の説明者から陳情内容の説明をお願いいたします。

説明につきましては、やはり5分程度でお願いいたします。簡潔かつ明瞭にお願いいた します。

説明の前に自己紹介をお願いいたします。よろしくお願いします。

先崎陳情者 那珂市静に住んでおります先崎千尋と申します。きょうの常任委員会でこのよう に説明をいたすこと、大変ありがたく御礼を申しあげます。

座ってご説明を申しあげたいと思います。

私の陳情に関して、既にその趣旨及び内容については、お手元に配付されていると思いますが、手短にどうして今回この陳情に及んだのかということをご説明申しあげます。

まず、たかが電気を起こすのに危険極まりない原子力というのは必要ないではないかと、これが大前提であります。さらにまた、茨城県内では既に太陽光発電で原発2基分の電力を発電、供給している、このように聞いております。それから、先ほどの木村さんの話にもございましたけれども、7年前の東京電力福島第一原子力発電所による事故原因がいまだに究明されておりませんし、東京電力はその責任をとっていないというふうに私は見ております。

それから、これも先ほどお話がございましたけれども、福島では一部地域で避難指示解除がなされております。しかし、住民の1割、あるいはもっと少ないところもあるようですけれども、そのぐらいしか戻っていない。しかも、私は飯館村、昨年10月、行ってまい

りましたけれども、年寄りだけで、若い人、それから子供はほとんど戻っておりません。 これは仕事の関係、あるいは学校の関係等もあるかと思いますけれども、年寄りが先祖の 土地やお墓を守るために帰っていると、そういう実情のようでございます。

したがって、地域社会が崩壊している、インフラも十分整備されていないと。そういう ことが7年たってもまだ残っていると。

それから、こちらの東海第二原発のことでありますけれども、もし万一、再稼働して過酷事故が起きたとすれば、この30キロ圏内に福島の約10倍の住民が住んでおると。避難できることは考えられないというふうにいろいろ言われておりますし、私もそのとおりだと思っております。まして地震、津波等の複合災害になればということもございますし、東海村にはその外の原子力関係施設もございます。それらが伝播するとどうなるか、予想もつかないと、そういう状況だろうと思います。

それから、那珂市はご承知のようにほぼ全域が 10 キロ圏内にあると。陳情書の趣旨にも書いておきましたけれども、風速 2 メートルで 1 時間でここの地域は全部汚染されてしまうと。本米崎地区は 5 キロ圏内にあると。要するに危険極まりない地域にあると言っていいかと思います。もし福島と同様なことが起きれば、私どもは流浪の民にならざるを得ない。したがって、これも福島でおわかりのとおり、家庭も、あるいは仕事含めて学校生活等々が壊滅的な被害を受ける、あるいはもとに戻らないと。そういう意味で地域は崩壊してしまうというふうに考えられます。

これは那珂市だけでなくて県内全域、さらにまた首都圏、100 キロ近くですので、首都圏にも甚大な被害が予測され、日本そのものが沈没する可能性があると。これもそうだろうというふうに私は思います。もし2年後に東京オリンピックが開かれますけれども、その前、あるいはオリンピック開催中にもし事故を起こせば、誰も責任はとれない。しかも世界的な大事件になる可能性もあるわけであります。

それから、日本原電のことでありますけれども、これまでの説明会、あるいは記者会見等で、まだ再稼働については白紙の状態であるというふうに表明しております。ということは、逆に言えば、再稼働しない可能性もあるので、私どもがそれをちょっと待ってくれと言える状況にあるんではないかというふうに私は考えております。

ご承知のとおりというか、行政の単位としては、市長をトップとする行政、那珂市、それから那珂市議会、これは車の両輪と言われておりますけれども、住民の生命と財産を守るということが最大の使命であると。今さら釈迦に説法でありますけれども、私はそう考えております。もし東海第二原発が事故を起こせば、那珂市そのものが福島のあの周辺地区と同じように崩壊する危険性がある。そういう意味で、那珂市議会として東海第二原発の再稼働に反対する意思表示をする、このことが那珂市民の要望に応えることであると、そのように考えております。同時に、日本原電に対しても反対の意思表示をしていただきたいと、このことを常任委員会の皆さん方にお願いをいたします。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして質疑を行います。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、以上で陳情第2号の説明者への質疑を終わりにします。

暫時休憩いたします。

説明者の方にはここで退席いただきます。ご説明ありがとうございました。

休憩 (午前 10 時 22 分)

再開 (午前 10 時 23 分)

委員長 再開いたします。

次に、陳情第3号の説明者から陳情内容の説明をお願いいたします。

説明につきましては、やはり5分程度でお願いいたします。説明の前には自己紹介をした後、よろしくお願いします。

では、お願いします。

仲沢陳情者 後台の仲沢照美と言います。こういう書類を出すのが初めてなので、よくわかっていないんですけれども、一応書類的には別紙で陳情書というのを出してありますけれども、文章的なので、きょう配付しましたように、言いたいことは4点ということの羅列で説明したいと思います。

まず、最初のほうにこれ書きましたように、別紙で陳情書を出してありますけども、これ出した思いというのは、きょうお渡しした文書の3行目に書いてありますけど、この日本の四季ですね、豊かな日本を孫らの世代にちゃんとそのまま受け継がせたいと。そのためには危険極まりないこの原発を再稼働してはならないというのが総括的な話です。

それで、先ほど先崎さんからもありましたけれども、そのようなことを判断するのは、 私はできないし、皆さん、議員の方が要するに先々をどういうふうに考えるかということ が問われると思います。

そういうことを言いまして、以下の4点を説明したいと思います。

まず1点目は、日本原子力発電株式会社は不誠実な会社だと。私は技術屋だったんですけど、よくわかりますけども、この不誠実ということは、住民の生命のことを託せないということです。なぜかというと、下のほうに書いた2点ということになります。これは請願のほうに書いてありますので、読んでいただければわかると。会社が誠実かどうかというのは、当然説明会とか、それから発言している内容、そういうことを見れば、どういう会社であるかというのがわかるということです。

2点目は、繰り返しのような話になりますけれども、東海第二原発の 30 キロ圏内に約 96万人が住んでいると。福島のような事故が起きれば、当然今、避難計画とかいうことで 説明とか受けておりますけども、当然それはやらされているということで、できるような 避難計画にはなっていないと。具体的に言うならば、私の地区で言えば、高齢の方がおり ます。その方は、誰がこういう非常事態になったときにその方を連れていくのかというと ころまで詰めていないというのが、地区的には実態ですね。ですから、計画はあれども短 時間で被曝を避けながら避難するということはできないということは、これは明白だとい うふうに思います。

それから、3点目は、東海の第二原発というのは非常に古くて、我が国で最も古いという原発ですね。それで、福島の原発が問題になったときに、ゼネラルモーターズの元技術屋という方が提起しました。なぜかというと、この原発というのは格納容器というか、水で冷やすそういう容器の中が今の沸騰水型から比べると4分の1の大きさしかないと。要するに、すぐに爆発の危険性があるということです。そういうことを含めて新しい沸騰水型は改良されていると。ところが、東海第二原発については古過ぎて、そういうところがそのままになっているということですね。ここには書き漏らしてあるんですけれども、その対応として要するにベント装置をつけるということですね。ベント装置をつけるということは、要するに大気中に放射能を出すということを認めると、緊急だからしようがないという、そういうことですね。それがいいのかどうかというのは、私は問題だというふうに思っています。

それから、4点目は、原発がいろいろ安全だとか、原子力委員会とか規制委員会とか、 やっておりますけれども、テロとか、要するに空からの攻撃に対してそれは耐えられるか どうかというのは、この点は当然のことながら、飛行機が飛んできたらば、当然それは防 げないということですよね。そういうことは想定していないということが明らかだという ことです。

あと一つは、いろんな事故が起きますけれども、原発だけの一つの事例の事故だけを想定していて、複合して、東海村にはいろいろな設備がありますから、そういう複合設備が事故が起きたときにどうなるかという、そういうところまでの検討はまだされていないということですね。それは技術屋から見ると、非常に甘い算定だということですね。

それからあとは、これに関連して、きょうの天気自体も、昨日の天気予報からすると、 ずばりは当たらないわけですよね。非常に高額なお金をかけ、設備をかけている天気予報 でさえ、翌日の天気が正確に当たらないと。そういう状態において、ましてや地震とか火 山の情報というのは全然当てにならないということですよね。

そういうことを踏まえながらも、さらにこの使用済みの核燃料というのが 10 万年単位とか、万年単位になるということですね。そういうのを要するに孫の代まで引き継がなければならないということですよね。核燃料の問題というのは、今もう既にあるし、使えばどんどん出てくるしということで、そういう危険極まりないものは早くやっぱりとめて、それで管理をちゃんとやるというふうにすべきだというふうに思います。

基本的には、日本というのは火山の上に成り立っているという。ですから、自然災害は避けられない。そういうことを踏まえた上で我々はこれから育っていく、生まれてくる世代に対してどう対応するかというのが問われているというふうに思います。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

説明が終わりました。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、以上で陳情第3号の説明者への質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

説明者の方にはご退席いただきます。ありがとうございました。

休憩 (午前 10 時 31 分)

再開 (午前 10 時 32 分)

委員長 それでは、再開いたします。

これより各委員から請願及び陳情についてのご意見を伺います。

請願及び陳情についてのご意見をお持ちの方いらっしゃいましたら挙手にてお願いしま す。

花島委員 私は、最初の請願の紹介議員にもなっていまして、単に紹介しただけじゃなくて、 趣旨が賛同だということも含めて紹介議員になっています。那珂市の、一応議会の慣例と いうか、所属の委員会に付託されるような請願の紹介議員にはできるだけならないという 話だったんですけれども、もともとこの原子力安全対策常任委員会に所属する前に請願を 出していますので、そこはずれていることはご承知おきください。

それで、まず、私はそもそも議員になるときから、東海第二原発の再稼働に反対するということを表明して議員に立候補しました。そういう点でいえば、まさに今再稼働される動きがある中で、再稼働に反対するのは当然だと私は思っています。

なぜというのは、説明者がいろいろ説明しましたけれども、説明者の見解と私若干違う部分はないわけではありません。ただ、基本的に東海第二原発が一定のリスクがあるという認識を私は持っていますので、だから反対するんですけれどもね。それは、私が個人的に、何かあれが事故があって、自分が被害に遭うんじゃないかとか、そういうおそれがあるから怖いんじゃないんです。それはあります。あるけれども、そういう確率という言い方をすると変な誤解を受けるかもしれませんが、どのくらいの割合で起こりそうかと考えたら、個人のリスクとしては、私は怖がるほどのものではないです、私にとってはですね。交通事故よりちょっと大きいか少ないかぐらいの感覚でしかない。

ただ、問題は、交通事故だったら私、またはその周辺で車に乗っていた人、そのくらい の被害で、それからまたちょっと波及して何かあるかどうかという程度ですね。ところが、 原発は、仮に私が原発で事故が起きて被害があるというときに、私一人じゃないですよね。 非常に多くの人が被害を負うと、これは言うまでもなく福島原発事故を皆さん、いくらか わかっていらっしゃるので、言うまでもないと思うんですけれども。そのことが結構忘れ られていると思っているんです。

ですから、私は科学技術を進めてきた人間です。いろんなものは必ずリスクが伴うものだという認識もあります。だから、そのリスクを乗り越えていろんなことをやっていくのは、ある意味で自然なことだと思っているんですが。そのリスクで万が一のときにしろ、百万が一か十万が一かはともかく、そういう事故のときにどれだけの被害があるのか、どれだけの損害があるのかと考えたときに、やはり例えて言えば、地球が潰れてしまうのはだめというのは誰だってわかりますよね。それも同じように一社会が潰れるというリスクを冒すには、じゃあ、うまくいっているときにどのぐらいの利益があるのかというふうな、やっぱりある種の勘定が必要ですよね。その点で考えると、原発は動かすのにはメリットがないと私は思っています。

たかが電気のためとおっしゃられた説明者がいました。電気は非常に大切ですけれども、 今は足りているんですよね。それは、近い将来も足りています。それは間違いないことで す。それから、経済性の問題もあって、原発のほうが安いんだなんていう話もありますが、 あれも原発を推進したい人がひいき目で言っているだけで、決して安いことなんかないで す。ただ、今原発を運転しないということを決めると、これまで投資したものが無駄にな るという点で、原発をとめるということは高くつきます。それは間違いないことだと思う んですが、でも一方で事故を起こせば、また莫大なそれのために被害があって、その処理 にお金がかかるということで、総合的に考えれば、今でさえも運転すべきじゃないと私は 考えています。

じゃあ、その原発事故がどのくらいの割合で起こりそうかということなんですけれども、これは正直いって誰もわからないんですね。わかったつもりでいても、本当に確かなものではない。福島だの、チェルノブイリだの、ずっと起こる前に科学者たちがいろいろ研究しまして、確率、ある計算をしてですね、例えば100万年に1回だとか、数値を出している例があります。でも、私もその報告ざっと見たんですけれども、はっきりいっていいかげん。ある計算では出るんだけれども、いろいろなシナリオとか条件をちゃんと考えてはいないというものです。

今までの事故を見ると、想像していなかったシナリオで起きていることがたくさんあります。スリーマイルがまずそうですね、チェルノブイリでもそうです。ですから、仮にその科学の計算なんかでこのくらいの確率だよという数値が出ていても、それはある意味で言えば最低の確率であって、起こり得る本当の確率じゃないんですよ。我々がわかっていないことがたくさんあるということです。

我々の日本国に限って言えば、福島事故がまず大きな地震から起きました。地震動が想

定を超えました、津波も超えました。それから、長時間の交流電源喪失というのも、実は 単に何もなくてもですよ、送電線がばさっと切られてしまうというのは原発にとっては、 今の技術では非常に危険な要素なんです。そういうのはないという想定も消えました。さ らに、全電源喪失、つまり外からの電気が来ないだけじゃなくて、自分のところの電気が まるっきり使えなくなるという事態も、そんなこと想像もしていなかったのが起きていま す。

ですから、今の規制体制なり原発技術者の多くの方が考えている、こういうことが起こり得るだろうということの範囲を超えたことが起きているんですよね。それは今、規制委員会がいろいろ新規定基準とかなんとかいっても、基本的には私は変わっていないと思いますね。例えば地震動については、我々は地下深くのことをどれだけわかっているのかということなんですよ。それで考えたら、確かにいろんなことはわかっています。研究者たちはわかったことを一生懸命わかった、わかったと言います。でも、わかっていないことがどれだけあるかということは余り言わないんですよね。その地下深くのことでどういうふうにひずみがたまってエネルギーがたまり、どういうふうに放出される可能性があるのかという。物理から見れば、それがかなめなんですけれども、それをやっぱりわかっていないですね。表面のひずみを見たり、地殻がこうちょっと上がったり下がったりしたのを見て、推定しているだけなんですよ。

だから、本当のリスクということを考えたときに、やっぱりわからない。それでも、一定のリスクがあっても、動かしていいかと思ったときに、原発の事故が起きたときにどのくらいの被害があるかと考えたら、運転すべきじゃないというのはそれだけで言えると思うんですよね。

避難計画があって、避難できるかできないかなんていう話もあります。運がよければ多分避難できるね。だけれども、多分事故が起きたときに、そういう運というのはその先にはないけれども、それは置いておいて、仮に避難できたとしても、非常に大きな損害が出ます、その市とかいうだけじゃないね。経済的な損害とか、自分の故郷損失とか、ものすごく大きいです。福島原発だけでも、さっき説明者の話にもありましたように、大きな損失があった。これがここだったら、もっともっと多くの人にかかわっているわけですから、それなりに大きな損害だということですよね。まさに日本の危機になると私は思っています。

ですから、請願の趣旨を採択すべきと思っています。以上です。

委員長 それでは、外の委員の皆様の意見をお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

助川委員 エネルギーの問題に関しては、私の考えとしては、宇宙規模、地球規模、そして国 家国民のための安定した供給をされていくというのがエネルギーの供給のこれは最大の国 の施策ということで、我が国、日本の場合にも 40 年前にそういう施策を国民の皆さん方の 支持をいただきながら進められて今日に至っておるという既成の事実があったわけであり ますが、たまたま7年前、震災に伴った福島の原発事故につながる形が起きてしまったわ けでありますけれども。エネルギーに関しましては、やはり地球に、あるいは国々の地球 規模で考えますと、温暖化等も、これは最大限にそういう過程を進まないようなことをや っていかないとエネルギーの安定供給にはつながらないというふうに感じております。

今回、国のほうで安全協定をクリアしていただけない原子力の発電所は再稼働は許されないというようなことになっておるわけでありまして、当然この安全協定も世界で一番厳しい安全協定になっておるというようなこともお伺いをしておるわけでありますが。国のことをそっくりそのまま信頼して我々が判断するというわけにもいきませんけれども、その辺の経過をしっかりと見据えた上で、東海第二原発さんに関しましても、現時点ではその安全協定のクリアを目指すべくさまざまな事業を展開されておるわけでありますけれども。それもこの40年近くにわたって、国家のため、あるいはまたそれにかかわった生活をされてこられた方々の数というのもですね、あるいは企業さんも、相当な国民のパーセンテージでいいますと、占めるわけでありまして、我が国の経済をここまで押し上げた背景には、そういう役割を果たされてこられた努力のたまものというふうに感じております。

既に五十数基、国においても原発があるわけでありますんで、この物理、あるいは科学の発展をさせていくのには、全てを即原発廃止ということは、そういった科学者等も今後 安全を確保する上で人材がいなくなってしまっては、これは大変国民として危惧される事態であると考えるわけであります。

そういうことから、現時点におきましてはさまざまな、東海第二原発さんのほうでも努力をされておる過程であります。まだ、先ほど来のそれぞれの方々から、安全協定に関しての努力をしている最中で、原発を再稼働する形を皆さん方にお示しを、あるいはまた判断をということで進めている形ではありませんということを言われておりますので、そういった経過ももうちょっと私自身は見守る必要があるんじゃないかというふうに思っております。

趣旨に関しましては、当然のことながら、皆さん方がご心配をいただいているさまざまな我々の生活を壊してしまうというようなことは、しっかりと私自身もわかって、今お聞きしたわけでございますけれども、そういった推移をもうちょっと見させていただきながら、この再稼働の賛成、反対は現時点ではまだそのお示しをされておりません形ですから、時期を待ってその判断をさせていただきたいというふうに考えております。

国山委員 原子力安全対策常任委員会、私の場合には2年終えて、引き続き2回目なんです。 ほぼほぼ陳情内容は多少違うに、やはり東海第二の再稼働に関する内容というのは前回も 似た内容で受けております。私の考えといたしましては、茨城県、大井川知事も賛成、反 対では決められないよ、広く意見を求めて、茨城県独自でも調査して調べていきたい、そ れで決めていきたいと。また、茨城県と東海村の態度もまだ全然再稼働というものに関しての賛否というのはないと思うんですね。近隣市町村の動向というのも、前回も言ったとおり、まだ、26 市8町1村が再稼働と廃炉に向けて陳情・請願を受け付けてとなっていますが、近隣の例えば水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、日立市とか、もう少しその動向を調べて、またこの陳情の最後なんですが、那珂市議会として再稼働反対を申し入れることとなりますと、果たしてこの原子力安全対策常任委員会の5名、6名ぐらいで考えていいことなのかと。那珂市議会として議論は本当に尽くされてそうなっているのかというのもまだまだ基だ疑問である。やっぱりいろんな意見をもっと話し合って、その形が、趣旨内容は当然ながら理解いたします。私も趣旨内容は、私も理解できる部分、たくさんあります。それはやっぱりもう少し那珂市議会の中でもたくさんいろんな方の意見をもらいながら議論して、そういう方向に向いていく、そのときが来たらとかということではないですが、那珂市議会の中でもう少し議論を尽くすべきだと私は思いますので、私はもう少し待つべきだと、そのように思います。

委員長 外ご意見ございますか。

副委員長 陳情者の皆様のこの原子力発電所に関するリスク、これに対するご心配は私もよく わかります。まだ福島の事故が起きてから7年しか経過しておりませんので、もしそうい う事故が東海村で起きたらというご心配は当然だと思います。

でも、先ほど冨山委員からもございましたとおり、那珂市議会として、この原子力、東海村の再稼働に反対するということを議決するまでのまだ議論が尽くされていないのではないかということに関して、私も冨山委員と全く同じ思いです。だから、この件に関して今結論を出すということは、ちょっともう少し流れを見て、様子を見た上で判断すべきというふうに考えます。

以上です。

花島委員 いくつか反論と言っていいのかどうかわかりませんが、まず助川委員がおっしゃった中で協定という言葉が何度も出てきたんですが、安全基準に準拠するかどうかという話という意味でよろしいですか。

助川委員 そうです。

花島委員 それで言えば、まず世界で一番とかいうのは、どこかの首相が言っている言葉ですけれども、全然世界で一番じゃないです。例えば立地基準というのがありますね、こういう場所に原発をつくっていいよと、それを考えるためにはこういうことをチェックしなさいというのが立地基準なんですけど。国際原子力機関のIAEAという、よく言っているんですが、そこでそういう文書があるんですね。その中の要素の一つに、周辺のことを考えると。それは人口とかそういうのを考えると言っているんですよ。しかも単に、今つくろうというときに人口なり何なりがこれこれだというだけじゃなくて、運転される期間を見越して、その先どうなるかも含めて考えると言っています。

ところが、日本の規制基準はそういう要素はほとんどないですよね。そうでしょう。ないんですよ。要するに機械的に原発が安全かどうかみたいな、何ていうかな、視野の狭い見方をしています。そういう点だけとったって、世界一じゃないですね。

それから、ヨーロッパなんかについて言えば、一応、炉心のメルトダウンみたいなことを考えて、溶けたときに環境まで行かないように受け皿みたいなですね、コアキャッチャーというものをつけるのは標準だというふうにされているんですけれども、今のやっているものはともかくそれが当たり前だとする方向になってきているんですよね。ところが、日本はそんな規制はないです。だから、そういう意味では、世界で一番なんていうのは何の根拠もないんですよ。

それともう一つ、大事なことは、例えば世界で一番でいいのかといったら、そういう問題じゃないんです。現実に今我々がそれを使って、安全かどうか、あるいは受け入れられるリスクの範囲なのかどうかが問題なんですね。だから、全く意味がないと思いますね。

それから、技術の継承とかそういう点でいうと、私も技術屋だから、今までつくった技術の生かせるものは将来に生かせる形で残したいと思っています。ですが、人材といっても、これまで福島で失敗したように、しかもあれに全く反省がないような方々が多く残ったってしようがないんですよ。やっぱり根本的にあの間違いを反省して、それから新たに立て直そうとする技術だったら残す価値はありますがね。ただ、これまでやってきたからしがみつくだけの技術なんていうのは、逆に将来のもう一度同じような事故を起こす種にしかならないと私は思います。

そういう点で、助川委員のいくつかの論点には反対ですね。

それから、議会として議論が十分じゃない。それはそうかもしれません。ですから、ある意味で言えば、陳情者なり請願者が出してきているのは、議論してくれということもあるんですよね。だから、我々がここで議論を、不十分です、継続審議にしましょうといって、実質的には継続審議も何もない形になるのは、私は賛成できない。議会になんらかの形で投げかけて、こういう議論があると、我々だけでは考えきれないから考えましょうという形で投げかけるんだったら、まだ話はわかるんですけれども。それが見えない形で単なる継続審議には私は反対です。

ですから、直ちに採択していいと私は思っているんですけれどもね。その辺の皆さんの意見も伺いたいですね。

以上です。

助川委員 今、花島委員のお話の中の2つ目の案件で、世界で最高の安全基準の規定だという ことをそっくりそのままうのみにしないでということは私は申し添えたつもりなんですが、 その辺のところも検証もする必要があるでしょうし、それから、人材の育成に関しまして は、ここまで我が国の経済を支えていただいた大変優秀な方々ばかりだと思うんですよ、 多分、原子力の工学はじめ、そういう方々ばかりでありますんで、そのような反省はしっ かりと反省していただけるんじゃないかというふうに私は感じているんですが。そういうことで今までの培った科学者の方々、あるいは物理学者の方々のそういう方々の今後の原子力のあり方に対してのさらなる知識、知力をですね、高めていただくために、国でも安全協定、安全基準に満たないものは、再稼働させないというような基準でありますんで、そこのところは私はその方々を信頼して、今後の原子力の関係に仕事に邁進していただきたいという期待を込めて発言をさせていただいたところでございます。

以上です。

花島委員 実にこういうふうに言わなければならないのは残念なんですが、極めて優秀な方々が福島事故を起こしたんですよ。あれを防げなかったんです。しかもある程度リスクがあるよと言っていて起きてしまったんじゃないです。起こり得ないみたいなことをずっと多くの人が言ってきたんですよ、そういう方々なんですよ。しかも、そういうのはどういうふうにつくられたかといいますと、私が議会の外でやっている仕事ですけど、いろんな職場の中で批判的な意見を圧迫したり何かするという中でつくられてきて、そういう文化の中で育ってきた方々がトップにいるというのが今の日本の原子力。多少はね、何ていうかな、あいつはばかだったねみたいに言われている人もいますけれども、ほとんどの人が石を持って追われている状態にはなっていないですよ。

例えば有名人で言えば、安斎育郎さんという方は東大原子力にいた方ですけど、ちょっと批判的になったせいで非常に嫌がらせを受け、監視の人がつけられたりしているという 状態ですよね。いたんです、そうです。そういう例がたくさんあります。

それから、優秀な人といっても、自分の頭で考えて批判的に物事を見て、物事を検証しながら進めるというのが、私が考える、こういう難しい技術を扱う研究者や技術者の必要要件だと思っているんですけれども、そうでない人もものすごく多いんですよ。教わったことをうのみにして、それを積み上げていく。一定の事情はわからなくはないです、私もそういう世界にかかわってきましたから。原子力というのは非常に膨大な体系で、それなりに高度な知識なり技術なりの上にあるんですよね。だから、学ぼうとすると、一々一つ一つのことを細かく批判的に見ている余裕がなくなるんですよ。だからああなっているんで。それが今の状況だと思うんです。

ですから、単純に、優秀な人たちだから反省しているんじゃないかとか、将来のことに 期待したいと考えるのはかしこい選択ではないと言ったらいいんですかね、私は思ってい ます。捨ててほしいです。

- 委員長 ちょっとすみません、花島委員、気持ちはわかるんですけれども、世界一とか優秀な 人たちとかの言葉尻をとるよりは、もうちょっと建設的な意見で言っていただきたいと思 います。
- 花島委員 すみません。言葉尻を捉えたつもりはないんですよ。そういう方々に単純に期待してはいけないということを言いたいだけなんです。だから、そうではないよということを

言っているんです。だから、逆に言えば、助川委員がそういう言葉を出さなければ、私は こんなこと言わないで済んだんですよ。

以上です。

委員長 わかりました。

国山委員 まさにこういう議論というのは多分していないと思うんですよ、那珂市議会で全然まだ。こういうのをやっぱり全員で議論していくという、皆さん考え方多分いろいろで、そういう人たちが話し合うのが議会ですからね。そこはやっぱりやるべきだなと。こういう、大事なことだと思うんですよね、とにかく。やっぱりみんなで議論して、さっき言ったように中央に入れてみんなで話し合うというのはぜひ、継続であればやるべきだと私はそのように思います。

委員長 外にご意見ございますか。

今、冨山委員、継続とおっしゃった、そうですか、わかりました。

外にご意見ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、討論に入る前に、ここで暫時休憩を入れたいと思うんですが、よろしいでしょ うか。

再開を11時15分、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

休憩 (午前 11 時 00 分)

再開(午前11時15分)

委員長 再開いたします。

それでは、先ほど継続審査という意見がございましたので、お諮りいたします。

請願第1号、陳情第2号、陳情第3号を継続審査とすることに、こちら挙手になりますが、 替成の方、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

委員長 それでは、全員賛成と認めます。

よって、請願第1号、陳情第2号、陳情第3号は継続審査すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 16 分)

再開(午前11時18分)

委員長 再開いたします。

会議事件説明のため、副市長外関係職員が出席しております。

ここで副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 出席お疲れさまでございます。

本日は、執行部から那珂市広域避難計画の進捗状況外2件につきましてご報告させてい

ただきますので、どうぞよろしくお願い申しあげます。

委員長 続きまして、那珂市広域避難計画の進捗状況についてを議題といたします。

防災課より説明をお願いします。

防災課長 防災課長の小橋です。外2名が出席をしております。よろしくお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会の資料の後ろから2枚目をごらんいただければと思います。ページ数で22ページと記載してございます。

それでは、常任委員会報告案件、那珂市広域避難計画の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

まず、背景でございますが、2011年に発生しました東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質が放出される重大な事故となりました。国においては、従来の原子力災害対策について、多くの課題が明らかになったこの事故の教訓を踏まえ、2012年には原子力災害対策指針が策定をされてございます。

広域避難計画は、国が定める防災基本計画や原子力災害対策指針に基づき、原子力発電 所から30キロ圏内の自治体が作成することとなっており、本市においても、地域防災計画 の下位計画として、広域避難計画の作成を進めているところでございます。

資料中段をごらんください。

市の広域避難計画の状況についてでございます。

平成26年8月には東海第二発電所から半径30キロ圏内の14市町村の県内の避難先を茨城県が割り振りを行ってございます。本市においては、桜川市と筑西市が避難先として割り振られ、当委員会で市広域避難計画の基本的な考え方について説明をさせていただいております。

桜川市及び筑西市からは合計 60 カ所の避難所の提供を受けるとともに、避難所までの避難経路など、さまざまな相談をさせていただきながら、平成 28 年 1 月には、原子力災害における県内広域避難計画に関する協定の締結をしたところでございます。

那珂市民の避難先自治体が正式に桜川市及び筑西市と決定したことから、市としましては、万が一、原子力災害が発生し、那珂市民が市外へ避難する事態となった場合に備え、原子力災害に備えた避難ガイドマップを作成いたしました。このマップは、原子力災害が発生した場合に、市民がとるべき基本的な行動を記載するとともに、桜川市、筑西市それぞれの地図に各避難所や避難ルート、さらには那珂市民の避難所割り振りを記載しまして、平成29年7月に住民説明会を開催し、翌8月に市内全戸配布を実施したところでございます。

次に、一番下の取り組み状況でございますが、現在は市本庁舎及び総合保健福祉センターひだまりの市内2カ所に備蓄をしております安定ョウ素剤をさらに分散し備蓄することや、避難時に実施する避難退域時検査の場所の選定や検査方法等について、茨城県と協議・

相談しながら取り組んでいるところでございます。

なお、本市を含めた 14 自治体に広域避難計画の策定が必要となっておりますが、本年 1 月に県内で初めて笠間市が、また、資料には記載されておりませんが、 2 月には常陸太田 市が策定をしております。

策定内容としましては、茨城県が既に策定をしております県広域避難計画と同様に、課題もある中での策定となっている状況でございます。本市としましては、茨城県や笠間市、常陸太田市と同様に課題も多くございますが、課題を少しずつ整理していきまして、那珂市広域避難計画の策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまでと同様に今後も当委員会においてご説明やご報告をさせていただきたい と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

進捗状況についての説明は以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

- 花島委員 広域避難計画というのはいろんな場合を考えたとき、なおさらですけど、本当に大きな事故があったときに、さっきの意見もありましたが、被曝なしで円滑に、誰もけがもせずに避難するというのは目標でしょうけれども、ほとんど望めないということはご存じだと思うんですよね。その中で、不十分ながらもできましたという形にしたいというふうに考えているというふうに聞いたんですが、今の説明で。それでよろしいんでしょうか。
- 防災課長補佐 不十分という形で考えているわけではなく、見直し、変更を含めた中で、現茨 城県内で行った2市と同じような形での骨格というのは那珂市でも考えておりますので、 全て 100%解決された後に策定するという形という形を考えていないという、不十分という形で考えているわけではなく、見直しや変更を伴った中で策定をしていくというような 考えでおります。
- 花島委員 言葉の意味がわからないんですけれども、見直し、変更というのは、要するに一応 ガイドマップなんかができて、それに沿った形でやるんでしょうけれども、その含んだ形 というのはどういう意味なんですか。要するにさらに見直しして、よくわからない。将来 見直しがあるということを含みを置いて策定ということにしたいということですか、どっ ちなんでしょうか。
- 防災課長補佐 あくまで現時点で、策定時で補えるものを載せた形で策定して、その後、不備がもし生まれた点、訓練などをした後にそういうことが経験の中でできれば、また他市町村でのご意見が出たものであれば、那珂市に取り入れて変更、見直しをかけていくような考えでおります。あくまでも策定時の体制で不備があるというような観点で策定を望んでいるものではないという意味でご説明いたしました。
- 花島委員 私の聞き方が悪かったかもしれませんね。不備という意味では、万全ではないと言ったらいいのかな、というふうに私は考えていまして、例えば大きな地震があって、東海

第二が福島第一みたいになったというときに、道路だの、例えば高速道路だって、どこかのトンネルが崩れたなんかでもう逃げられないとかね。いろんな道路だって、停電は起きる、車は集まらない、運転手が確保できない、そういう事態は当然予想されますよね。その中でも円滑に逃げられる計画にはなっていないという意味の不十分、私が言いたいのはね。そういう状態かということなんですよ。というか、逆に言うと、そういう状態にしかならないと私は思っているので、そういう認識を持ってもらうことが私にとっては非常に大事なんです。

要するに、計画があれば、それは完璧ではなくても、何かのときにそれに沿ってできますね。例えてつまらない話では、避難場所がどこに何人入れるのかなんていうことをあらかじめわかっているかわかっていないかで全然違うわけですよね。そういう点で、つくってもらうのはいいんですが、一方でこれがあるから事故が起きても大丈夫だみたいに思われては困るということなんですよ。それでお聞きしているんです。

防災課長補佐 私どもも今最後に委員さんがおっしゃったとおり、これがあれば大丈夫だというようなもので策定ができれば一番望ましいんですけれども、今、先ほど言ったように、複合的なことまではまだ進んでいませんので、原子力に特化した中での、今現状で明らかになる、策定できる条件のもので策定をしていって、今、委員さんの言われたような複合的なことも踏まえた中で変更や見直しが必要と考えておりますので、それについて、これができたから市民の方に安全ですよというような形は、安全の第一歩としてどんどんグレードを上げて進めていきたいと考えて今進めております。

委員長 よろしいですか。

- 助川委員 ただいまの東海原電さんは定期点検からさらにまた安全基準をクリアするための努力中の経過の状況でございますけれども、そういった中でも、きょう起こるかわからない、あした起こるかわからないというような自然の災害、震災はじめ複合的災害を考えた場合に、そういったことから原電さんの放射能汚染等も常にそれを想定しながら市のほうでは対応していかなくちゃならないものがさまざまあるわけでありますけれども。とりあえず先ほど発表いただきました安定ョウ素剤の備蓄場所も今後ふえる可能性もあるんでしょうけれども、現時点でどのぐらいの人口の対応ができるような備蓄数量になっているんでしょうか。
- 原子力G長 安定ョウ素剤につきましては、現在、市のほうに県のほうから配備されたものの 総数としましては、18万5,000錠、いわゆる丸剤というと18万5,000丸が市のほうに来 ております。現在本庁舎のほうに16万5,000錠、残りの2万錠につきましては総合保健福 祉センターひだまりのほうに備蓄をしております。

こちらの算出の根拠につきましては、那珂市民の昼間人口、いわゆる日中の人口ですね。 これは国勢調査をもとに出したもので、県から出ている数字をもとにしておりますが、これの2回分ということで想定しております。 以上です。

- 助川委員 安定ョウ素剤というのは、当然これ賞味というか、服用期限というか、そういうの も定められているんでしょうけれども、それの入れかえとか、その辺のところの計画もこ の数量に伴ってやっていかなくちゃならないんでしょうけれども、その辺のところはどう いうふうにしていかれるつもりなんですか。
- 原子力G長 安定ョウ素剤の有効期限につきましては、丸剤につきまして3年間ということになっております。現在、那珂市のほうで備蓄されておりますものにつきましては、定期的に、3年の有効期限が切れる前に、県のほうで、那珂市だけではなく、備蓄されている14自治体分を県のほうが準備したものを市のほうの、今回ですと18万5,000錠を有効期限が切れる前に入れかえ作業を定期的に行っているところです。

以上です。

助川委員 これ今言われた $18 \, \pi \, 5,000$ 錠というのは一括で、その有効期限、一緒なんですか。 原子力G長 全て一緒になっております。

助川委員 じゃあ、当然一括して再度有効期限が来ましたらば入れかえということになるんで すね。

原子力G長 そのとおりでございます。

委員長 よろしいでしょうか。

外質疑ございますか。

- 冨山委員 前回から引き続きなんですが、配布方法って、お医者さんの処方箋がないとという のでなっていたと思うんですが、配布方法って何か新たに決定したことって、お医者さん とのやりとりの中でありますか。
- 原子力G長 安定ョウ素剤の配布方法につきましては、医師の処方箋を必要とするものではございませんで、現在那珂市のほうで取り組んでいる方法としましては、近隣自治体と同様なんですが、ある会場で、まずその安定ョウ素剤の説明を、受け取る側の市民の方に説明を聞いていただいた上で、配布会というところで医師がその場に同席をした上で配布をさせていただいております。万が一、やはり市民に既往歴、いわゆる副作用等がある可能性があるような方、また、そういったものがはっきりはわからないけれども心配な方については、その医師のほうに意見をいただきまして、実際に受け取るか受け取らないかというのは最終的には自己判断にはなるんですが、医師のアドバイスをいただいた上で配布をしているというようなやり方になっております。

以上です。

委員長 外ございますか。

助川委員 安定ョウ素剤の件なんですけれども、これ仮に放射能汚染された場合に、どのぐらいの時間帯を過ぎちゃうと効果が発揮しないとかなんとかというようなこともありますよね。そういうことの手順というか、その辺のところはどういうふうに組み立てられている

んですかね。

原子力G長 ョウ素剤のいわゆる服用するタイミングというところになるのかなというふうに 思うんですが、原子力規制委員会のほうで出しております服用の手引というものでは、基本的に 24 時間以内に服用ということであれば、少なからず効果があるというふうに言われております。ただし、これも一度飲んだものがずっと継続するものではございませんので、 やはり先ほど申しあげた放射性物質が万が一放出された場合等につきましては、その飲むタイミングによって時間が限られてきますので、また、連続服用というのは基本的に余り勧めるものではないというふうにも聞いておりますので、やはりその服用するタイミング、この時間というのは非常に大事になるのかなというふうに考えております。

以上です。

助川委員 これ早いほうがいいんですか、汚染された場合に。

それから、この配布するのに、その皆さん方にどういうふうに配布するのか、その辺の ところをお伺いしたい。

原子力G長 まず、服用が早ければいいかというところにつきましては、やはり放射性物質が 放出される前に例えば飲んでしまって、実際に放出されるのがかなり時間がたってからと いうことになりますと、薬の効果というものは、当然時間とともに失われてくるものであ りますので。やはりそのタイミングというものは非常に重要なものかと思います。

この服用のタイミングというものにつきましては、基本的には国のほうの原子力災害対策本部のほうから服用の指示というものが各都道府県、自治体のほうにおりてくる流れにはなりますけれども、そのタイミングは、状況を見据えて、当然那珂市であれば市長の判断というところも加わってくるのかなというふうに思います。

(「配布の方法」と呼ぶ声)

原子力G長 また、配布の方法につきましては、まず備蓄という観点では、今いろいろな手法を考えております。現在2カ所から複数箇所にということでも考えてはおるんですが、やはり当初から課題となっています広域避難計画を策定する上での大きな課題の一つとして、万が一事故が発生して、那珂市民に避難が必要だというような状況になるか、もしくはなった場合の配布のタイミング、どこでどういう形で配布をするかという方法につきましては、やはり混乱の中確実に配布をしていきたいという我々の考えはございますが、なかなか実際に本当に市民に全てに行き渡るか、また本当に市民の方がヨウ素剤をいただかないで避難を優先されてしまうとか、そういったものもいろんな心配が想定されますので、こちらについては非常に難しい課題ということで、現在、県、近隣自治体ともどういった手法が住民に対して適切に配布できるかというのは、今後の大きな課題の一つであるというふうに考えております。

以上です。

助川委員 心配しているのはね、当然そういう災害が発生して避難を優先するか、その前に安

定ヨウ素剤を服用するのかという選択するような事態になるので、その辺のところをしっかり組み立てていただいて、市民の皆さんに周知していただかないと、混乱に混乱を生じてパニック状況になってしまうと思いますんで。その辺のところをしっかりと組み立てをお願いしたいと思います。

以上です。

冨山委員 避難退域時検査場所の選定とありますが、これはどういうことをやられるんですか、 避難退域。

原子力G長 こちらにつきましては、万が一、那珂市民に避難が必要だという事態に陥った際に、今現状では筑西市、桜川市のほうが那珂市民の避難先というふうになってございます。こちらにつきましては、まず避難をする、例えば那珂市民が被曝、いわゆる汚染されているかどうかというものが重要になります。まず汚染をされているかどうかの検査を、国のほうで定めているものとしましては、原発からおおむね30キロ周辺、いわゆる30キロを超えたあたりの周辺の場所で避難退域時検査というものを、場所を設置しまして検査を行って、いわゆる簡易除染等を行いまして、問題ないということが確認できた段階で避難先のほうに避難するというところになってございます。

以上です。

委員長 外に質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

では、続きまして、原子力安全協定の見直しを求める取り組みについてを議題といたします。

防災課より説明をお願いします。

防災課長 それでは、常任委員会報告案件、原子力安全協定の見直しを求める取り組みについてご説明をさせていただきます。

資料の2と書いてある資料でございます。

一番最後のページになります。

また、本日、茨城県原子力安全協定集一部抜粋のほうをお配りをさせていただいております。そちらのほうも後でお目通しをいただければと思います。

それでは、初めに原子力安全協定についてご説明をいたします。

正式名称は、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定といいます。

茨城県は、原子力施設周辺の安全を確保し、地域住民の健康を保護するため、昭和 49年 12月に東海・大洗地区に立地する原子力事業所、主に日本原子力研究開発機構や日本原子力発電株式会社と茨城県所在市町村が当事者となりまして、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する原子力安全協定を締結してございます。

その後、昭和55年には協定の改正が行われまして、隣接市町村である那珂市、日立市、 ひたちなか市が含まれ、さらに平成10年には常陸太田市が加わり、4市1村が安全協定を 締結いたしております。

なお、東海・大洗地区には原子力関連施設が 18 事業所あり、所在、隣接、隣々接の 13 市町村が安全協定や通報連絡協定を締結してございます。

原子力安全協定の内容については、全 21 条からなっており、主な内容については、資料の中段に記載しております。

次に、資料2の2枚目をごらんいただきたいと思います。

原子力安全協定の見直しを求める取り組みについてでございますが、現在、那珂市を含めた6市村で構成する原子力所在地域首長懇談会が日本原子力発電株式会社に対し協定の 見直しを求めているところでございます。

原子力所在地域首長懇談会は、東海村や那珂市に立地する原子力研究機構や原子力発電 所などの今後と、これらの所在地域のまちづくりに関し、当該所在地域の首長が政策的観 点から情報・意見交換、協議等を行うため、平成24年2月に東海村長を座長としまして、 那珂市、日立市、ひたちなか市、水戸市、常陸太田市の5市1村で設立をされたものでご ざいます。

原子力所在地域首長懇談会では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に鑑みれば、これまでの所在市町村という考えは意味をなさず、東海第二発電所の再稼働の可否判断に係る協議や燃料貯蔵プールに保管されている使用済み燃料の安全対策など、東海第二発電所の今後に関する重要事項に係る協議に関し、現在は茨城県及び東海村に認められている権限について、配付しました原子力安全協定集の第5条にあります、新増設に対する事前了解を懇談会、6市村が同等の権限を持って参加することを求め、取り組んでおります。

懇談会設立後、これまでの安全協定の見直しを幾度となく申し入れをしておりますが、 平成26年3月には国の安全審査等を踏まえ、茨城県や地元自治体に発電所の今後に係る判 断を求めるときの前までに安全協定の見直しをすると明記し、再稼働に直結するものでは ないということを約束した覚書を取り交わしております。

その後のやりとりにおいても、現在は茨城県、東海村に与えられている事前了解の権限 を東海村を除く懇談会構成自治体の5市にも与えるよう、強く求めておりました。

昨今、懇談会の要求・申し入れに対し、日本原子力発電株式会社からは、6市村に同等 の権限を与えることを盛り込んだ新協定の締結が打診されまして、現在、早期の新協定締 結に向けた調整を行っているところでございます。

現在の協定の見直しの取り組み状況の説明は以上となります。

委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終了いたします。

続きまして、気体廃棄物の放出状況についてを議題といたします。

防災課より説明をお願いします。

防災課長 それでは、本日お配りしました資料をごらんください。常任委員会報告案件です。

気体廃棄物の放出状況についてでございますが、本日、資料3としまして、平成29年度第3四半期における気体廃棄物の放出状況についてとその解説版をお配りさせていただいております。

この資料は、各原子力事業所から原子力安全協定の第15条第2項第1号、定期的な報告に基づき、四半期ごとの放射性廃棄物の処理・処分状況の中から、気体廃棄物の放出状況について、当委員会の報告用としてまとめたものでございます。

東海・大洗地区には 18 の原子力事業所が所在しますが、解説版の裏のほうをごらんいた だきますと、那珂市に関連する 11 事業所を記載してございます。

また資料に戻っていただきまして、真ん中、気体廃棄物の放出状況についてをごらんい ただきたいと思います。

表の見方についてでございますが、発生場所は原子力事業所名及び施設名で、核種は施 設から放出される代表的な放射性物質が記載されています。

放出状況は、施設から放出される気体廃棄物の3カ月間の平均濃度や放出量でございます。放出管理目標値は原子力安全協定で定める3カ月間の平均濃度や放出量などが記載されております。

ポイントとしましては、施設ごとに放出管理目標値が定められており、放出状況の数値 が放出管理目標値を下回っていれば、適正に管理されていることになります。

今回は、平成29年度第3四半期分、10月から12月の報告についてでございますが、全ての施設について、放出管理目標値を超えるものはなく、適正に管理されておりますことをご報告させていただきます。

気体廃棄物の放出状況の説明は以上でございます。

委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長では、なければ質疑を終結いたします。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で原子力安全対策常任委員会を閉会いたします。

閉会(午前11時49分)

平成30年 6月 1日

那珂市議会 原子力安全対策常任委員会委員長 小宅 清史